

平成18年（ワ）第8280号 霊璽簿からの氏名抹消等請求事件

2007年（平成19年）2月13日 午前10時30分

原告第5準備書面

（父龍音の合祀によって原告菅原が被っている精神的苦痛）

2007年2月7日

記

1 原告菅原と戦没者の関係

原告菅原龍憲（以下、原告菅原という）の実父・菅原龍音は、浄土真宗本願寺派に属する正蔵坊の第22世住職であったが、1944（昭和19）年にニューブリテン島¹で戦病死した（戦病死の詳細は明らかになっていない）。原告菅原はその長男として長じて僧侶となり、1965（昭和40）年に正蔵坊の第23世住職を継いだ。

2 戦没者と遺族の名乗りを無視した靖國神社合祀

真宗では、「神祇不拝」すなわち「仏に帰依する者は、神を拝まない」ように教える²。神を敬う共同体社会が一人一人の人間を呪縛・束縛してきたのに対して、念仏はそれを解放するためのものであった。

その真宗の僧侶、しかも住職であった父が、死後靖國神社の祭神として祀られていることは、真宗僧侶としての名乗りを無視されているというばかりでなく、名乗りを奪っていることでもある。それは、真宗僧侶としての存立の根拠に関わる問題であり、父の問題であるにとどまらず、同じく真宗僧侶となり住職を継いだ原告菅原自身の問題でもある。

原告菅原は、1969（昭和44）年に靖國神社国家護持法案が政治問題化してから「靖國神社合祀問題」を意識し始めた。そして、靖國神社による合祀が上記のように父と自身の名乗りと相容れない事態であることから、真宗遺族会として、また個人としても何度も被告靖國神社に赴き合祀取消を要請した。しかし、被告靖國神社は、「靖國神社にも信教の自由がある」、「参拝を強制しているわけではない」と主張し、まったく取り合わなかった。

3 合祀取消要請の具体的行動

原告菅原による被告靖國神社に対する合祀取消要請の具体的行動を略記すると、以下のとおりである。

- 1 1985（昭和60）年9月、真宗遺族の他の有志とともに靖國神社に赴き、はじめて合祀取消を口頭で要請した。
- 2 翌1986（昭和61）年、原告菅原らが中心となって真宗遺族会を結成し、事務局長に就任した。その後は、西本願寺主催の千鳥ヶ淵法要（毎年9月18日午後）に参加する機会を活用し、法要の日の午前中に、真宗遺族会として靖國神社へ合祀取消交渉に数回（4、5回）赴いた。

1 パプアニューギニア最大の島で面積は九州と沖縄を合計した広さに匹敵。東部の町ラバウルは、かつては「南太平洋の宝石」とよばれ、世界中の旅行客で賑わっていた。しかし、1942年初めには旧日本軍が占領し、ニューギニア本島への戦略拠点とした。その後、日本軍兵士の数は10万人を越えたが、間もなく連合国軍の反抗により補給を絶たれ、大部分の日本軍兵士が飢餓とマラリヤ等の病気で死亡し、戦後復員できた者は少数にとどまった。

2 親鸞が、その主著『教行信証』の中で説いている。仏教者は仏の教えによるのであって、他の神（天の神）、祇（地の神）に帰依してはならないと戒めたもの。

- 3 1987（昭和62）年9月18日の要請では、真宗遺族会³として要請文を提出した。このときは、真宗遺族会の大分勇哲代表と原告菅原（事務局長）の2人で神野藤権宮司（当時）と面談、直接交渉が実現した。面談で、同権宮司は「靖國神社にも祀る自由がある。」と応答し、聞く耳を持たなかった。

その後、被告靖國神社から、「取下げのご意志には沿いかねます。」との文書回答が届いた（甲A3号証）。

- 4 原告菅原は、個人としてその後さらに4回、合祀取消を求めるために被告靖國神社へ赴いた。

その3回目である2001（平成13）年8月8日には、応対した三井権宮司（当時）は原告菅原に対し、あろうことか、「お父さんは喜んでおられるかも知れませんよ。」と言い放った（甲本1号証・靖國の戦後史の冒頭「はじめに」V頁、甲本4号証・「靖國」という檻からの解放45～46頁）。

2004（平成16）年6月17日の訪問では、要請文（甲A4号証）を提出した。応対したのは山口権宮司であった。再三回答を求めたが、今日まで回答はない。

4 一方的合祀の実態は、強制

被告靖國神社が「祀る自由」を主張し、合祀取消に応じないことについて、原告菅原は、陳述書において、次のように述べている（甲A1号証・菅原陳述書3項）。

「1988年6月1日、『自衛官合祀拒否訴訟』において、最高裁大法廷判決は、『祀る自由』と『祀られたくない自由』を並列して、原告の訴える信教の自由権の侵害を認めることは『かえって相手方（山口護国神社など）の信教の自由を妨げる結果となるに至る』として、むしろ原告に対して神社側などにもっと寛容であることを求め、原告における信教の自由権の存在を否認いたしました。個人の尊厳を蹂躪した国家神道体制をあくまで否定し、すべての個人はかけがえのない存在であり、そのようなものとして尊重されるというのが憲法の基本的理念ではなかったのでしょうか。にもかかわらず、このような転倒した判断が示されることは、裁判官自らが、憲法を担うに足る主体の確立をあまりにも怠ってきたといわざるをえません。」

被告靖國神社に祀られる死者は、同神社の設定した「天皇のため、国のための死」という基準で選別される。いったん選別されれば、戦没者本人はもとより遺族の承諾を得ることもなく一方的に合祀され、反対に基準に外れて選別されなければ排除される。このような「選別・排除・承諾なき合祀」の実態は、合祀の強制以外のなにものでもない。

「神社側は『靖國神社は遺族の方々に、靖國に参拝しなさいと強制は何もしていない。祭祀によって、あなたの信仰を侵すことはない』（神野藤権宮司）と主張してきました。」

強制とはそのような内面の問題を遊離させた単なる現象をもっていわれるものでし

3 戦没者遺族の最大の組織は、1953年に結成された日本遺族会（設立当時は日本遺族厚生連盟）、およびその実質上の地方支部である都道府県遺族連合会・市町村遺族会である。その歴代会長は、戦後宗教法人となった被告靖國神社の責任役員を務める等、被告靖國神社からその氏子団体として扱われている。このため、被告靖國神社と日本遺族会の宗教・思想・政治的傾向を受け入れられない戦没者遺族が各地で「平和遺族会」を結成したり、それぞれの宗教的立場での独自の遺族会を結成するようになった。真宗遺族会もその一つである。

うか。遺族の意思にかかわりなく、勝手に祭神として合祀し、遺族の霊璽簿からの削除の要請を一切認めようとしない、これが強制でなくてなんなのでしょうか。・・・（選別された戦没者は）自動的に祀られ、例外は許されない。この例外を許さない構造こそ『強制』そのものといわねばなりません。」（甲A1号証・菅原陳述書4項）

5 一方的合祀が原告菅原に与えた苦痛

真宗門徒であり又住職でもあるという信仰や立場を離れても、無惨に「戦病死」した者の息子としては、父親が靖國神社に「英霊」と祀られていることは耐え難い苦痛である。戦没者の実態は、他国民を殺し、自らも殺されていった、もしくは飢餓や病に倒れたという悲惨なものである。にもかかわらず、それを一律に「英霊」（＝すぐれた人の霊魂）と賛美するというような思想は、誰にでも受け入れられるものではない。

「一人の人間の生はだれにも代えることのできない、きわめて個別的なものであります。であるならば、死もまた個別的なものでなければなりません。『合祀』の罪の深さは、そのように一人ひとりの人間の存在を抹殺していることにあるといわねばなりません。

また戦没者の死をどのように受けとめ、どのように意味づけるかは、遺族である私たち一人ひとりの生き方そのものに関わる重大な意味を持っています。そのような人間一人ひとりの『生き方』『死に方』という人間の存立にかかわる領域に他者は決して介入してはならない、という考えによって支えられているのが人権の観念ではなかったでしょうか。

人間の尊厳の意味は、どこまでもそれを受けとめる側において生じるものであります。その権利は何よりも尊重されなければならないものであると思います。」（甲A1号証・菅原陳述書6項）

遺族の思想・信条、生き方に反して、かつ遺族が明確に拒んでいるにもかかわらず、戦没者が被告靖國神社に合祀され続けることは、まさに、戦没者とともに遺族までもが同神社に呪縛され、遺族固有の思想・信条、生き方を否定され、尊厳を踏みにじられていることに他ならない。遺族は日々、合祀をやむを得ないことと受け入れるよう強制され、ひいて被告靖國神社の思想を強制されているのである。

ましてや、原告菅原は、前記のとおり、取消し要請に出向いた場で被告靖國神社の三井権宮司から、「お父さんは喜んでおられるかも知れませんよ。」と言われている。この時身体を貫いた激しい怒りの感情について、原告菅原は半年後に、次のように書き留めている（甲本4号証・「靖国」という檻からの解放45～46頁）。

「これにはさすがに私もブツンと切れた。戦場において人間でなくなされて、飢餓と戦傷の恐怖におびえて死んでいったものをつかまえて『よろこんでいる』とは何をぬかすか、くそつたれ奴！とわめきたい思いであったが、何度もつばを飲み込んだ。

『あんた、なにを世迷いごとを言っているんですか。戦没者は国家の無謀な国策の被害者であり、さらには侵略戦争の加害者だったんです。このような二重の悲惨を担って死んでいった、その彼らの無念な思いがあんたにはわからんのですか』と、まあ言ったつもりだったが、衝撃がつよくて記憶がさだかではない。」

この怒りに満ちた口惜しさの感情は深く沈殿し、5年以上経った現在でもなお持続している（甲A1号証・菅原陳述書7項）。

「戦場で死んでいった一人ひとりが死の直前に考え、思ったことの一体何をお前は知っているというのか。戦場において人間が人間でなくされ、飢餓と恐怖をもって死

に至らしめられた戦没者の悲惨を『英霊』という虚像に仕立て上げ、『祀られていることをよろこんでいる』と言う、そのときのあの押さえがたい苦痛と屈辱は、今なお私の思いの中に絶えることなく持続しています。」

6 相容れない信仰の強制による苦痛

さらに、原告菅原は、真宗信仰者として、靖國神社の霊信仰を認めることができない。

親鸞は「神祇不拝」を説いた。仏に帰依する者は、神を拝まない。そのために流刑にもなった。「霊神に背く」（興福寺奏状⁴）ことが咎めとなった。また「宗廟大社（神社）を憚らず」（叡山奏状⁵）として断罪された。

このように、真宗は天皇の祖先のみならず、氏神、産土神も否定する。「世のもろもろの天神に帰依せざれ」（親鸞著書「本典」）。天神地祇（天の神、地の神）に帰依しない。当然のように「霊」も認めない。

「私は浄土真宗の僧侶ですが、浄土真宗の宗祖である親鸞は『神祇不拝（神を拝まず）』を宣言し、神に祈ったり、霊をおそれるというような神々の呪縛からの解放を求める実践を、念仏者の証として教えました。宗祖の著わした浄土真宗の『本典』には、『仏に帰依せば、ついにまたもろもろの天神に帰依せざれ』と記されています。仏教に帰依するものは、他の神々に帰依してはならないと。

そもそも神道は、その発生から個人を基礎とするようなものでなく、集団的なものであります。日本の各地域の集落には必ずといっていいほど神社があります。神社の祭祀は、地域社会における秩序と人々の統合を示すものとしてありました。その祭祀を主宰する者によって、集団を構成する人びとは、宗教的に支配されるとともに、政治的に支配されました。共同体の秩序に反する行為は、異端者として徹底的に排除される。それは支配的権威・権力に対する人びとの服従と隷属を生む基盤となり、自由で自律性を有する人格はそこでは成り立たないのであります。念仏の信仰は神々に支配され、神々を背景として支配する社会のもとで卑小な存在でしかありえなかった人々に、一人ひとりの人格の尊厳、それは同時に他者も同じ尊厳であることを承認しうるような尊厳性の自覚をうながすものでありました。」（甲A1号証・菅原陳述書7項）

念仏を生きるということは、一人ひとりの人格の尊厳と、同時に他者の人格の尊厳を承認する「尊厳性の自覚」を促すことであり、それは必然的に靖國の霊信仰からの解放も意味する。

真宗信仰と靖國の霊信仰は相剋する。原告菅原は、真宗信仰者としても僧侶としても、合祀による靖國信仰の強制を容認することはできず、それによって根源的な苦痛を感じている。

4 1206年、解脱上人・貞慶（じょうけい）らが起草して院の庁へ提出した専修念仏弾劾状。九か条の過失を上げて法然・親鸞らの布教の禁止を要請したもの。主な弾劾理由は、専修念仏集団が天皇の権威を認めない（勅許を得ずして一宗と号す）ことと日本の神々を崇拜しない（霊神に背く）ことである。専修念仏集団は浄土往生の行として称名念仏以外の行為を否定するので、天皇・神祇信仰と一体融合する当時の主流の仏教と対立した。

1207年にはこの弾劾状にもとづいて法然・親鸞らは律令刑法にのっとって僧籍を剥奪され、流罪に、安楽・住蓮らは死罪に処せられた。

5 1224年、天台宗（比叡山）の僧らが提出した専修念仏弾劾状。法然はすでに1212年に死去しているが、再び『興福寺奏状』とほぼ同趣旨の弾圧要請状が出された。

7 まとめ

原告菅原は、既に20数年、自らの尊厳を掛けて、戦没者である亡父を「靖國」の呪縛から取り戻し、同時に自らの尊厳を取り戻すたたかいを続けてきた。

被告靖國神社の宮司や権宮司には、宗教こそ異なれ同じ信仰者であるから、原告菅原の著しい精神的苦痛が察せられるはずであるが、なお亡父の合祀を止めず、同神社の思想の普及宣伝に利用し続け、苦痛の除去を行おうともしない。

最後に、原告菅原の陳述書の締めくくり部分を引用しておく（甲A1号証・菅原陳述書7項）。

「この訴訟は私にとっては、戦没者を『靖國』の呪縛から解放するたたかいですが、翻って、それはまた私自身の『尊厳』を取り戻すたたかいでもあります。私がこの二十数年、言い続けてきたことは同じことの繰り返しではあります。しかし問題の中核を貫くものが人間の『尊厳』であるとするならば、幾度繰り返しても過ぎることはないと思います。なぜなら靖國神社をめぐる私のたたかいの立場はこれを措いて他にないと考えるからであります。」

以 上